

第1号通所介護事業（通所型サービス）
蓬萊会デイサービスセンターみま重要事項説明書
（令和5年7月 更新）

当事業所は、介護保険の指定を受けています
（徳島県指定 第3671800385号）

当事業所はご利用者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを
次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方、
基本チェックリストにより「総合事業対象者」と判断された方が対象となります

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業所経営法人	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）	6
6. 個人情報の取り扱いと守秘義務	6
7. 事故発生時の対応	8
8. 緊急時の対応	8
9. 苦情の受付について（契約書第24条参照）	8

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 蓬萊会
(2) 法人所在地 徳島県阿波市阿波町北整理1番地1
(3) 電話番号 0883-35-6085
(4) 代表者氏名 理事長 大塚 忠廣
(5) 設立年月日 昭和54年10月22日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 第1号通所事業（通所型サービス）・平成18年 4月 1日指定
徳島県3671800385号

※ 当事業所は、以下の選択的サービスを実施しています。

- ①生活機能向上グループ活動サービス
②運動機能向上サービス

- (2) 事業所の目的 第1号通所事業（通所型サービス）は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、生活機能の維持又は向上をめざして支援することを目的として、ご利用者に第1号通所事業（通所型サービス）を提供します。

- (3) 事業所の名称 蓬萊会デイサービスセンターみま
(4) 事業所の所在地 徳島県美馬市美馬町字高畑8番地1
(5) 電話番号 0883-63-6077
(6) 施設長（管理者） 氏名 北岡 博貴
(7) 開設年月日 平成15年 4月 1日
(8) 通常の事業の実施地域 運営規程に準ずる
(9) 営業日及び営業時間 9時00分～17時00分

営業日	月～土（12月30日～1月 3日休業）
受付時間	月～土 9時00分～17時00分
サービス提供時間	月～土 9時30分～15時30分

- (10) 利用定員 25人（1日定員）

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して第1号通所事業（通所型サービス）及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	
1. 施設長（管理者）	1名	※兼務有
2. 生活相談員	2名以上	※兼務有
3. 介護職員	3名以上	※兼務有
4. 看護職員	1名以上	※兼務有
5. 機能訓練指導員	1名以上	※兼務有

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間： 8時30分～17時30分
2. 看護職員	勤務時間： 9時30分～12時00分
3. 機能訓練指導員	勤務時間： 12時00分～15時30分

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

(1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

☆ 選択的サービスについては、選択制となり、利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防ケアプラン」という。）に沿い、事業所とご利用者で協議したうえで、第1号通所サービス計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通サービス

ご利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

- ① 入浴 入浴又は清拭を行います。
- ② 送迎 心身等の状況に応じた移動介助、車両を使用します。
- ③ 食事 食事の準備・介助を行います。
- ④ 排泄 排泄の介助を行います。

☆ 選択サービス

① 生活機能向上グループ活動サービス

ご利用者の生活機能の向上を目標とした計画書を作成し、グループで複数の種類の生活機能向上に繋がる活動サービスを実施します。

② 運動機能向上サービス

機能訓練指導員により、ご利用者の心身の状況に応じて、運動機能向上計画書を作成し運動器の機能向上のための訓練を実施します。

<サービスの利用頻度>

☆ 利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながら、ご利用者と協議の上決定し、第1号通所サービス計画に定めます。

☆ ご利用者の状態の変化や、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

<サービス利用料金(1月あたり)>(契約書第8条参照)

要介護度に応じたサービス利用料金の各利用者の負担割合に応じた額をお支払いください。

★ 基本サービス

(単位数：円)

利用対象者（要支援度）	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
サービス利用に係る料金	月4回まで1回につき 384	月8回まで1回につき 395
	月5回以上利用 1,672	月9回以上利用 3,428

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に、以下の料金が加算されます(単位数：円)

加算の種類	加算の要件	要支援1	要支援2
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員を常勤換算し、介護福祉士の割合が70%以上配置	88	176
中山間地域加算	美馬市美馬町以外の、ご利用の方がサービスを受けた場合加算(基本サービスの5%)	83	171
生活機能向上グループ	利用者の心身の状況に応じた、生活機能向上のための複数のサービスを実施した場合	100	
運動器機能向上体制	看護職員等が運動器機能向上計画書を作成し、訓練を実施し記録・評価を実施	225	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に対して(小数点第一位は四捨五入)	1000分の59	
特定介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算を取得しており、基本サービス費に各種加算減算をした総単位数に対して加算	1000分の12	

【送迎減算】

送迎減算	通所介護事業所と同一建物に居住されている方 (月額)	要支援1	要支援2
		376	752

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、上記にプラスして、令和3年4月から9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。

☆ ご利用者がまだ要支援認定及び総合事業対象者の判断を受けてない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定、総合事業の判断を受けた後負担金額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防予防がない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事提供費 提供する食事に係る費用です。

- ・ 当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 12時00分～13時00分

料金：1回あたり550円

② レクリエーション・クラブ活動

希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 事業所外活動

当事業所で企画した事業所外への旅行及び行事等に、希望により参加していただくことができます。

利用料金：実費相当額

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

5. 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定日の前に、本人の都合により、第1号通所事業（通所型サービス）の利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 月のサービス利用日や回数については、状態の変化や、介護予防ケアプランに位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 体調不良や状態の改善等により第1号通所サービス計画に定められた期日よりも利用が少なかった場合、または第1号通所サービス計画に定められた期日よりも利用が多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。
- 状態の変化等により、サービス提供量が第1号通所サービス計画に定められた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、事業者と調節の上、介護予防ケアプランの変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。
- 月ごとの利用回数により、単位数が決まっておりますので、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - 一 月途中で要介護から要支援及び総合事業対象者に変更になった場合
 - 二 月途中で要支援及び総合事業対象者から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を提示して協議いたします。

6. 個人情報の取り扱いと守秘義務

事業所及びサービス従事者は、関係法令に基づき、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、求めに応じてその内容を開示します。サービスを提供にあたって、知り得たご利用者、ご契約者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。ただし、医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供します。

その他、サービス利用者に対して提供する第1号通所事業（通所型サービス）が、より妥当適切なものとなるよう、サービス利用の期間中に限り、個人情報をサービス担当者会議等において用いることがあります。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 事業所内部での利用目的

- ① 施設がご利用者等に提供する介護サービス
 - ・介護予防計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
 - ・サービス提供においてかかりつけ医等に意見・助言を求める場合
 - ・その他サービス提供で必要な場合
 - ・上記事項に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- ② 介護保険事務
- ③ 介護予防サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・利用内容等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護サービス向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 事業所がご利用者等に提供する介護予防サービスのうち
 - ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため介護予防サービスを提供する介護予防支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・サービス提供においてかかりつけ医等に意見・助言を求める場合
 - ・行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
 - ・ご家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務への委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプト提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 事業所内部での利用に係る利用目的

- ① 事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護予防サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等への実習への協力
 - ・施設に置いて行われる事例研究等

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

① 事業所の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

7. 事故発生時の対応

事業所はあらゆる事故のケースを想定した、万全の体制を整えるものとします。万一、事故が発生した場合は、かかりつけ医やご家族、保険者に対して連絡を行うなど、迅速かつ誠意を持って必要な措置を講じるものとし、事故原因を解明し、再発防止に努めるものとします。

8. 緊急時の対応

サービス利用中に、病気等により心身の状態が急変した場合は、ご家族に速やかに連絡するとともに、かかりつけ医へ連絡し、指示を仰ぎ対応します。万一かかりつけ医に連絡が取れない場合には、当事業所の嘱託医の指示を仰ぎ対応します。

9. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] デイサービス生活相談員：中瀬 瑞穂 介護職員：佐野 良二

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9時00分～17時00分

○電話番号 0883-63-6077

（2）行政機関その他苦情受付時間

美馬市保険福祉部 長寿・障がい福祉課

所在地 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

電話番号 0883-52-5605

受付時間 9時00分～17時00分

つるぎ町保険課

所在地 徳島県つるぎ町貞光字東浦1番地3

電話番号 0883-62-3113

受付時間 9時00分～17時00分

みよし広域連合介護保険センター

所在地 徳島県みよし市池田町マチ2429番地1

電話番号 0883-76-0030

受付時間 9時00分～17時00分

吉野川市介護保険課

所在地 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
電話番号 0883-22-2264
受付時間 9時00分～17時00分

国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地 徳島県徳島市川内町平石若松78-1
電話番号 088-665-7205
受付時間 9時00分～17時00分

令和 年 月 日

第1号通所事業（通所型サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

蓬莱会デイサービスセンターみま

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防通所介護サービスの提供開始に同意いたしました。

尚、事業所から個人情報の取り扱いに関する説明を受け、指定通所介護サービスの提供の契約期間において下記ご利用者及びご契約者・ご家族の個人情報を、その利用目的の必要範囲内で使用、提供、または収集することに同意いたします。

ご利用者

住所

氏名

代理人（ご家族） 住所

氏名

※この重要事項説明書は、厚労省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはそのご家族への重要事項説明のために作成したものです

※令和元年 8月 1日 :施設長変更に伴い施設長名を更新

※令和元年10月 1日 :消費税増税・処遇改善新加算による単位数の変更に伴い更新

※令和 3年 4月 1日 :法改正による単位数変更に伴い更新

※令和 3年 6月22日 :理事長変更に伴い理事長名を更新

※令和 3年10月 1日 :介護報酬改定に伴い更新

※令和 5年 1月 5日 :第三者評価の実施状況について追加、更新

※令和 5年 7月 1日 :施設長変更に伴い施設長名を更新